



国民年金は老後のためだけではなく、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金であなたとご家族をサポートします。

保険医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

保険料免除制度が利用しやすくなりました。

「3種類の保険料一部納付(免除)制度」が平成18年7月からスタート

- ★国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。
- ★これまでの全額免除と半額納付に加え、新たに4分の1納付と4分の3納付が加わり、「全額免除制度」と「3種類の一部納付制度」になりました。

平成18年6月まで

- 全額免除
- 半額納付

平成18年7月から

- 全額免除

- 新 ●4分の1納付(4分の3免除)
- 新 ●半額納付(2分の1免除)
- 4分の3納付(4分の1免除)

保険料の
一部納付

平成18年度の
1カ月の
保険料額は
次のとおりです

	保険料
全額免除	0円
4分の1納付	3,470円
半額免除	6,930円
4分の3納付	10,400円
全額納付	13,860円

世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦・お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

【ご注意ください】

一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、未納と同じ扱いになり、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

継続申請について

継続申請を希望すると

当年度の申請に基づき全額免除または納付猶予を承認された方が、翌年度以降引き続いて全額免除または納付猶予の申請を希望することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。なお、所得の状況などにより継続申請ができない場合があります。

免除承認を取り消す場合

免除承認取り消しを申請してください。取り消しは、取り消し申請年月日の前月以降の期間(ただし申請年月日が7月の場合は7月以降)が対象となりますので、継続申請も取り消されることになります。

保険料の追納について

保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間10年以内であれば、あとから保険料を納付(追納)することができるようになっています。

保険料を追納する場合は、保険料の免除・若年者猶予を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成18年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額

	全額免除	半額免除
平成14年度の月分	13,690円	6,840円
平成15年度の月分	13,490円	6,740円
平成16年度の月分	13,300円	6,650円
平成17年度の月分	13,580円	6,790円

※保険料の追納には納付書が必要です。住所地を管轄する社会保険事務所で納付書を作成しますので、電話などでお申し込みください。